

福岡県公報

平成27年2月24日
第3671号

目次

告示(第132号-第134号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	1
○卸売業務廃止の届出	(園芸振興課)	2
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除	(環境保全課)	2
公 告		
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(漁業管理課)	2
○大牟田川水系に係る整備計画	(河川課)	3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案の募集	(県民情報広報課)	5
○公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課)	6
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7

○公共測量の終了	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10

選挙管理委員会

○政治団体の設立届	(市町村支援課)	10
○政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	12
○政治団体の解散届	(市町村支援課)	13
○資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	13
○政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	14
○資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	14

公安委員会

○福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	15
---------------------------	-----------	----

告 示

福岡県告示第132号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成25年9月13日福岡県告示第3530号豊前都市計画下水道事業豊前公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示

する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

豊前市

2 都市計画事業の種類及び名称

豊前都市計画下水道事業豊前公共下水道

3 事業施行期間

平成2年10月16日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第133号

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2号の規定に基づき、次のように卸売業務廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	開設者の名称及び代表者氏名	卸売市場の廃止年月日
地方卸売市場椎田青果市場	築上郡築上町高塚129-2	青果部	有限会社椎田青果 代表取締役 杉山幸生	平成26年 12月31日

福岡県告示第134号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により指定した要措置区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同法第6条第4

項の規定により、当該要措置区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

1 指定を解除する要措置区域

筑紫野市大字筑紫630番3及び630番5の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 指定を解除する要措置区域において講じられた指示措置等

規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ホームプラザナフコ志免店

(2) 所在地 糟屋郡志免町志免三丁目9番20号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

ビゼンクラゲ及びヒゼンクラゲの採捕制限に関する漁業調整委員会指示案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成27年2月24日から平成27年3月25日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「大牟田川水系河川整備計画」を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県南筑後県土整備事務所に備え置く。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年1月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人スマイル・ルーム

(2) 代表者の氏名

梅津 聖司

(3) 主たる事務所の所在地

直方市大字感田2819番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、保護者の就労等により放課後等において保育を必要とする児童に対し、安心・安全で健康的な生活の場を継続的に提供するとともに、そのことを通して保護者の働く権利と家族の生活の安定を守り、もって地域児童の健全な育成と、その保護者に対する仕事と子育ての両立を支援する活動を行う。あわせて、地域の学童保育事業の条件整備に向けた取り組みや子育て支援に関する情報提供等の活動を行い、子育てしやすく、親子に優しいまちづくりに寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年2月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人全国精神障害者ネットワーク協議会

(2) 代表者の氏名

姜 大英

(3) 主たる事務所の所在地

飯塚市潤野288-1-101

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び精神病患者本人による実態調査や障害者及び精神病患者の自立の支援を行い、障害者及び精神病患者の権利擁護を推進することにより我が国における障害者及び精神病患者の救済と社会的人格を持つ人間としての復権を実現するこ

とを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年1月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人鶴翔会
- (2) 代表者の氏名
柳鶴 勲
- (3) 主たる事務所の所在地
直方市大字植木164番地24
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して、先人達の生活の知恵の研究、啓蒙に関する事業を行い、後世に伝えることにより社会教育の活性化に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年2月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人医療福祉情報実務能力協会
- (2) 代表者の氏名
別府 武彦
- (3) 主たる事務所の所在地
嘉麻市鴨生55番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、現在医療・福祉に従事する者及び将来従事することを希望する者に対し、医療福祉実務能力の研鑽の場を提供し、医療や介護福祉技術及びIT技術の進歩にも対応できる新しい医療福祉人材を養成することにより、日本の医療・福祉の増進及び職業能力の開発に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第二工区）築上郡上毛町大字宇野1035番1及び1035番8から1035番16まで並びにこれらの区域内の道路である町有地の全部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
築上郡上毛町大字垂水1321番地1
上毛町長
坪根 秀介

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市綱分字本村898番6、898番16、898番17、899番2から899番5まで、899番7から899番39まで、900番1から900番8まで、903番1、903番3から903番13まで、906番2から906番6まで及び922番1から922番3まで、並びにこれらの区域内のため池である市有地（903番2）の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
飯塚市弁分127番地の7
未来エステート株式会社
代表取締役 安永 加代美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市千鳥六丁目1616番6から1616番8まで（第二工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福津市花見の里三丁目21番3号
青谷 仁三

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡芦屋町山鹿101番1から101番4まで

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社 コスモス薬品
代表取締役社長 宇野 正晃

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
中間市蓮花寺三丁目5744番、5746番1及び5746番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福津市光陽台一丁目19番地の5
松本 和子

公告

次のとおり福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案を募集します。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 提案の内容
福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）
- 2 参加条件
提案競争に参加できる者は、以下に掲げる条件を全て満たしている者とする。
(1) 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県

告示第117号)」を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)のうち、業種区分が03-02(活版印刷)又は13-06(広告宣伝)で、「AA」又は「A」の等級に格付されているものであること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 質の高い誌面が作成できること。

(5) 年間を通して確実な履行が見込めること。

(6) 県内の地域事情に精通していること。

(7) 常に連絡が取れ、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。

(8) 提案書を作成したスタッフが本製作業務に当たることができること。

(9) 過去5年間に、カラーページを含む月刊誌、隔月誌又は季刊誌を、1年以上継続して発行したことがあること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の場所及び名称

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部県民情報広報課広報係

電話番号 092-643-3102

(2) 提案説明書の交付

ア 期間

平成27年2月24日(火)から平成27年3月4日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 提案参加申込み

ア 申込書

提案説明書に添付されている様式を用いること。

イ 提出期限

平成27年3月4日(水)午後5時00分

ウ 提出場所

(1)の部局とする。

エ 提出方法

必ず持参すること(ただし、県の休日には受領しない。)

(4) 説明会の開催

ア 日時

平成27年3月5日(木)午後13時30分から

イ 場所

福岡県庁 商工部会議室(7階北棟)

福岡市博多区東公園7番7号

(5) 提案書等の提出

ア 期限

平成27年3月18日(水)午後5時00分

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

必ず持参すること(ただし、県の休日には受領しない。)

エ 提案書等の審査

提案書等の内容についてヒアリングを実施し、「平成27年度福岡県広報誌『グラフィックおか』製作業務委託先選定委員会」で審査する。

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡福智町市場	平成26年12月17日から 平成27年3月16日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により岡垣町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡岡垣町（一部）	平成27年1月21日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（地形測量（細部測量））

- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市内一円、糟屋郡篠栗町内一円、糟屋郡粕屋町内一円、うきは市内一円	平成26年12月5日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成27年1月22日から 平成27年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

北九州市門司区

平成27年1月22日から
平成27年3月31日まで**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区大字塩屋	平成27年1月19日から 平成27年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市内一円	平成27年1月26日から 平成27年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区大膳二丁目ほか	平成27年1月26日から 平成27年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宇美町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測定の種類
公共測量（MMSによる画像データ・レーザー点群データ計測）
- 2 測定の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宇美町内一円	平成27年2月13日から 平成27年3月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、嘉麻市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
嘉麻市稲築才田	平成27年1月7日から 平成27年3月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久山町上山田土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糟屋郡久山町大字山田の一部	平成27年1月28日から 平成27年3月31日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成27年2月3日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 宗像豊栄プラザ
(2) 所在地 宗像市石丸三丁目465番7ほか
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前（平方メートル）	変更後（平方メートル）
2,088	1,244

- 4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
A棟南西側	45	A棟南西側	45
—	—	B棟西側	28
計	45	計	73

- (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立法メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立法メートル)
A棟西側	6.32	A棟西側	6.32
—	—	建物敷地西側	5.42
計	6.32	計	11.74

- 5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の	変更前	変更後

名称	開店時間	閉店時間	開店時間	閉店時間
株式会社アルペン	午前10時00分	午後9時00分	午前10時00分	午後9時00分
株式会社ロベルト	午前10時00分	午後9時00分	—	
株式会社ローソン	—		24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後9時30分まで	24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
3	建物敷地東側及び西側	3	建物敷地東側及び西側

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時00分から午後9時00分まで	No.1 午前6時00分から午後9時00分まで No.2 24時間

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年2月24日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス芦屋山鹿店

(2) 所在地 遠賀郡芦屋町山鹿101番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 歩行者の通行の利便の確保等

・当該場所は、山鹿小学校及び芦屋中学校の通学路となっており、出入り口付近に看板を設置することは、ドライバーや歩行者にとって死角となり、事故につながる危険性がある。十分な安全確保及び対策を行うこと。

(2) 防災・防犯対策への協力

・夜になると、駐車場が若者のたまり場となる可能性がある。大声で騒ぐなど、周辺住民へ不安を与える恐れもあるため、定期的に駐車場を巡回し、たまり場とならないよう配慮すること。また、防犯カメラの設置も併せてお願いする。

(3) 騒音の発生に係る事項

・敷地内の一部で最大値が規制基準を超える箇所があるため、届出書のとおり周辺への配慮を遵守すること。

(4) 街並みづくり等への配慮等

・防災への協力として、「災害時における物資の供給に関する協定」の締結をお願いする。

※協定の内容：大規模災害が起こった場合に、事前に取り交わした協定に基づき、通常時の価格で必要な在庫を優先的に芦屋町が貰い受けるもの。なお、代金は後日払いとする。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成26年9月1日～9月30日

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党福岡県北九州市八幡西区第七支部	香月 耕治	花井 英敏	北九州市八幡西区大字笹田916-1	○	平成26年9月22日
みんなの党福岡市議会第9支部	川上 秀人	川上 民香子	福岡市南区三宅2-24-1 ビバリ ーハウス三宅No. 2、103号	○	平成26年9月12日

(2団体)

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
天野こう後援会	天野 浩	天野 浩	福岡市西区福重2-10-15	平成26年9月16日
いはら伸一後援会	庵原 伸一	堀田 弘利	糟屋郡新宮町緑ヶ浜2-21-20	平成26年9月2日
岩渕ゆたか後援会	岩渕 穰	岩渕 百合子	春日市松ヶ丘1-33	平成26年9月26日
内野あきひろ後援会	内野 明浩	梶原 博文	春日市小倉6-169	平成26年9月30日
おおぎ敏彦後援会	大城 敏彦	小柳 典義	筑後市常用865-15	平成26年9月8日
大塚かずよし後援会	伊藤 鐵雄	伊藤 秋義	嘉穂郡桂川町大字土居819-1	平成26年9月16日
大坪真由美後援会	大坪 真由美	大坪 佳保	福岡市西区泉1-18-44	平成26年9月18日
かつだやすし後援会	勝田 靖	勝田 幸代	飯塚市綱分807	平成26年9月30日
税理士による鬼木誠後援会	吉田 扶久子	西嶋 俊光	福岡市南区大楠3-2-16	平成26年9月18日
竹本慶吉後援会	藤川 武春	竹本 貞男	嘉穂郡桂川町大字土師240-1	平成26年9月5日
寺田ひびき後援会	寺田 響	寺田 梓	田川郡川崎町大字安真木3022-2	平成26年9月26日
頭山しんたろう後援会	頭山 晋太郎	三萩 祥	福岡市南区高宮2-3-5 フル ール・ド・高宮701号室	平成26年9月1日
永島せいや後援会	永島 誠也	永島 初美	福津市津屋崎4-20-14	平成26年9月18日
はしもと騰馬後援会	橋本 騰馬	橋本 涼子	田川郡福智町神崎853-3	平成26年9月5日
ひろさき誠治後援会	廣崎 誠治	廣崎 正人	築上郡上毛町大字尻高1216-2 廣 崎誠治方	平成26年9月25日
松尾かつのり後援会	江藤 哲教	田中 善範	鞍手郡小竹町大字新多1573-27	平成26年9月2日
松のぶ洋一後援会	古賀 正人	松延 直子	久留米市城島町檜津1300-1	平成26年9月26日
松本寿美後援会	松本 寿美	松本 晋一	福岡市東区水谷1-12-9	平成26年9月16日

山内涼成後援会	吉田 勝男	河野 京子	北九州市若松区修多羅2-4-10	平成26年9月24日
吉田アツシ後援会	吉田 厚	松田 俊昭	春日市紅葉ヶ丘東9-168-2	平成26年9月26日
吉田ひろし応援団福岡とりもどし隊	宮内 良一	吉田 智子	福岡市中央区大名2-12-5	平成26年9月16日
和田賢二郎後援会	和田 賢二郎	和田 眞也	鞍手郡小竹町大字勝野3610-4	平成26年9月19日

(22団体)

福岡県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成26年9月1日～9月30日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
維新の党衆議院福岡県第4選挙区支部	政治団体の名称	維新の党衆議院福岡県第4選挙区支部	日本維新の会衆議院福岡県第4選挙区支部	平成26年9月21日	平成26年9月22日
維新の党福岡県総支部	政治団体の名称	維新の党福岡県総支部	日本維新の会福岡県総支部	平成26年9月21日	平成26年9月25日
自由民主党大野城市支部	会計責任者	前崎 喬	佐野 進	平成26年8月6日	平成26年9月17日

(3団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
井上博隆後援会	主たる事務所の所在地	大野城市上大利4-2-1	大野城市上大利3丁目9-14	平成26年7月14日	平成26年9月9日
井本宗司後援会「宗和会」	会計責任者	中村 良一	安部 浩之	平成26年9月17日	平成26年9月19日
大島九州男後援会	主たる事務所の所在地	直方市大字感田1466-3	直方市大字知古764-1	平成26年3月1日	平成26年9月26日
	会計責任者	窪田 雅一	眞有 利昌	平成26年9月26日	
大塚かずよし後援会	主たる事務所の所在地	嘉穂郡桂川町大字土居768-3	嘉穂郡桂川町土居819-1	平成26年9月16日	平成26年9月16日
	代表者	大塚 和佳	伊藤 鐵雄		
尊厳City創建プロジェクト	会計責任者	白木 祥子	泊 由美子	平成26年9月18日	平成26年9月22日

手嶋源五後援会	会計責任者	鳥巢 秀茂	手島 牧男	平成26年2月10日	平成26年9月4日
日本精神科病院福岡県政治連盟	代表者	長谷川 浩二	水戸 正樹	平成26年9月1日	平成26年9月1日
	会計責任者	大村 重成	長谷川 浩二		
博友会	主たる事務所の所在地	大野城市上大利4-2-1	大野城市上大利3-9-14	平成26年7月14日	平成26年9月9日
松野隆後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区長丘2-5-8-502	福岡市南区長丘2-5-25 1-103	平成26年9月18日	平成26年9月18日
山口律子後援会	代表者	吉田 勝男	高 智彦	平成26年9月1日	平成26年9月5日
	会計責任者	河野 京子	吉田 勝男		
Local Political Party 孫悟九	主たる事務所の所在地	直方市大字感田1466-3	直方市大字知古764-1	平成26年3月1日	平成26年9月26日
	会計責任者	窪田 雅一	眞有 利昌	平成26年9月26日	
渡辺美穂後援会	代表者	渡邊 美穂	大藪 善治	平成26年9月29日	平成26年9月29日

(12団体)

福岡県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成26年9月1日～9月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
野依謙介後援会	平成26年8月31日	平成26年9月5日

もう黙っとられん！！糸島市民の会	平成26年8月31日	平成26年9月17日
------------------	------------	------------

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成26年9月1日～9月30日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
天野 浩	福岡市議会議員	天野こう後援会	福岡市西区福重2-10-15	天野 浩	平成26年9月16日	平成26年9月16日
岩渕 穰	春日市議会議員	岩渕ゆたか後援会	春日市松ヶ丘1-33	岩渕 穰	平成26年9月26日	平成26年9月26日
大川 知之	福岡市長	尊厳City創建プロジェクト	福岡市博多区博多駅南4-18-11 ビュア博多駅南壱番館402号	大川 知之	平成26年9月4日	平成26年9月4日

大塚 和佳	桂川町議会議員	大塚かずよし後援会	嘉穂郡桂川町土居768-3	大塚 和佳	平成26年9月16日	平成26年9月16日
大坪 眞由美	福岡市議会議員	大坪眞由美後援会	福岡市西区泉1-18-44	大坪 眞由美	平成26年9月13日	平成26年9月18日
勝田 靖	飯塚市議会議員	かつだやすし後援会	飯塚市綱分807	勝田 靖	平成26年9月30日	平成26年9月30日
寺田 響	川崎町議会議員	寺田ひびき後援会	田川郡川崎町大字安眞木3022-2	寺田 響	平成26年9月26日	平成26年9月26日
松本 寿美	福岡市議会議員	松本寿美後援会	福岡市東区水谷1-12-9	松本 寿美	平成26年9月13日	平成26年9月16日
吉田 厚	春日市議会議員	吉田アツシ後援会	春日市紅葉ヶ丘東9-168-2	吉田 厚	平成26年9月26日	平成26年9月26日
渡邊 美穂	太宰府市議会議員	渡辺美穂後援会	太宰府市五条2-2-25-601	渡邊 美穂	平成26年9月29日	平成26年9月29日

(10団体)

福岡県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成26年9月1日～9月30日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
井上 博隆	福岡県議会議員	井上博隆後援会	主たる事務所の所在地	大野城市上大利4-2-1	大野城市上大利3丁目9-14	平成26年7月14日	平成26年9月9日
大島 九州男	参議院議員	Local Political Party 孫悟九	主たる事務所の所在地	直方市大字感田1466-3	直方市大字知古764-1	平成26年3月1日	平成26年9月26日
松野 隆	福岡市議会議員	松野隆後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区長丘2-5-8-502	福岡市南区長丘2-5-25 1-103	平成26年9月18日	平成26年9月18日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。
平成27年2月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成26年9月1日～9月30日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日

井上 博隆

福岡県議会議員

博友会

井上 博隆

平成25年9月7日

平成26年9月9日

(1団体)

公安委員会**福岡県公安委員会規則第1号**

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成27年2月24日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第17条第4号から第6号までを削り、同条第7号中「及び警備業協会」を削り、同条を同条第4号とし、同条第8号を同条第5号とする。

第17条の2第1号中「性犯罪等の被害の抑止」を「性犯罪等に発展するおそれのある事案に係る情報の収集及び分析並びに指導取締り」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 行方不明者等の保護に関すること。

第19条中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、同条第13号中「風俗環境浄化協会」の次に「及び警備業協会」を加え、同条を同条第16号とし、同条中第8号から第12号までを第11号から第15号までとし、同条第7号中「質屋及び古物商」を「質屋営業及び古物営業」に改め、同条の次に次の3号を加える。

(8) インターネット異性紹介事業の届出、行政処分等に関すること。

(9) 警備業に関すること。

(10) 探偵業に関すること。

第20条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、平成27年3月6日から施行する。